

| マルチマルチクレーム制限について



マルチマルチクレームとは

クレーム（請求項）

特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載するものであり、他のクレームを引用して記載することが認められている。

特許請求の範囲には複数のクレームを記載することが可能。

マルチクレーム

他の2以上のクレームを引用するクレーム。

請求項 1 Aを含む組成物。

請求項 2 さらにBを含む請求項 1 に記載の組成物。 ($\Rightarrow A+B$)

請求項 3 さらにCを含む請求項 1 又は 2 に記載の組成物。 ($\Rightarrow A+C$ 、 $A+B+C$)

⇒マルチクレームである請求項 3 は請求項 1 又は 2 を引用。

マルチマルチクレーム

マルチクレームを少なくとも1つ引用するマルチクレーム。

★請求項 4 さらにDを含む請求項 1～3 のいずれか1項に記載の組成物。

($\Rightarrow A+D$ 、 $A+B+D$ 、 $A+C+D$ 、 $A+B+C+D$)

★請求項 5 さらにEを含む請求項 1～4 のいずれか1項に記載の組成物。

($\Rightarrow A+E$ 、 $A+B+E$ 、 $A+C+E$ 、 $A+B+C+E$ 、 $A+D+E$ 、 $A+B+D+E$ 、 $A+C+D+E$ 、 $A+B+C+D+E$)

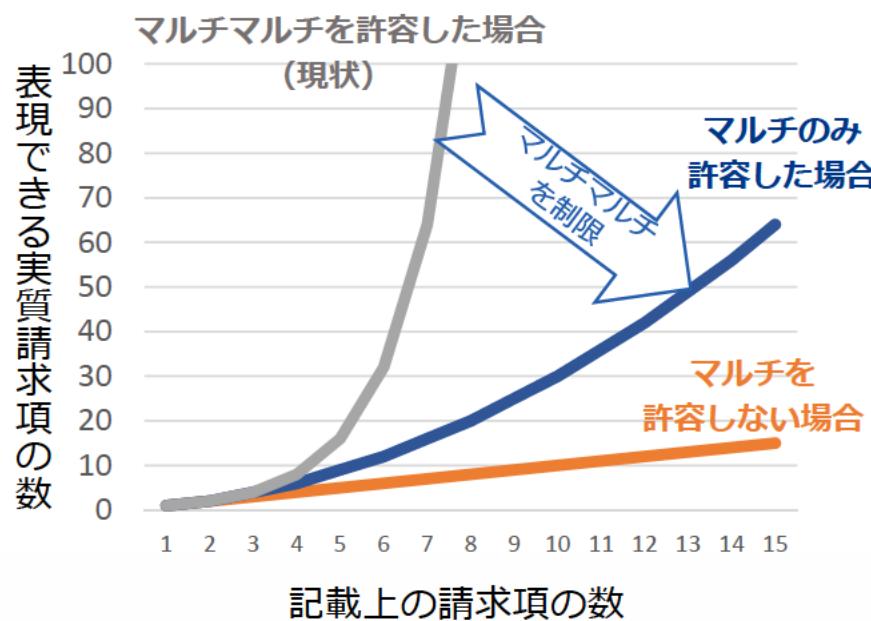
⇒請求項 4 は、マルチクレームである請求項 3 を含め、請求項 1～3 のいずれか1項を引用。
上記例のように、マルチマルチクレームにより多数の発明が1の請求項で記載される。

マルチマルチクレームの現状

- マルチマルチクレームにより、表現できる実質請求項の数は指数関数的に増加。
- 請求項の数が30以下の出願が約99%を占めているにもかかわらず、実質請求項の数が1000以上になる出願が約5%存在。

※実質請求項の数：引用形式を探らない場合に記載される請求項の数。

表現できる実質請求項の数（理論値）



請求項数に関する調査

調査対象：2017年1～3月に出願された特許出願（公開公報が発行されているもの）について出願番号順に2万件を抽出*

*請求項数が多くマルチマルチが多用された特異な出願は計算容量の制約で一部省略。



マルチマルチクレーム制限の必要性 –国際調和–

- グローバルな権利取得が促進される中、出願人は、**各国の制度に応じた形式で請求項を記載する必要**があり、**各國対応の負担が増大**（出願国毎の請求項の補正や、その翻訳負担など）。
- 特許審査ハイウェイ（PPH）等を用いた場合であっても、クレーム形式に拒絶理由を受けることで権利化までに時間を要する場合もある。
- マルチマルチクレームは、日米欧中韓の主要庁のうち、日本・欧州は認めているものの、**米国・中国・韓国においては制限されており、国際調和が求められる。**
※PCT規則6.4(a)においても、マルチクレームは、他のマルチクレームのための基礎として用いてはならない旨規定（ただし、国内法令が禁止している場合にのみ、調査・審査の対象外とすることが可能）。

	米国※1	韓国	中国	欧州※1,2	日本
マルチクレーム	○※3	○	○	○	○
マルチマルチクレーム	×	×	×	○	○
オフィス・アクション	拒絶理由を通知※4	拒絶理由を通知	拒絶理由を通知※5	-	-

※1 引用形式請求項は、独立請求項を更に限定するもの又は独立請求項の特定の実施形態を表す従属請求項である必要がある。

※2 各カテゴリー（製品、方法、装置、用途）につき独立請求項は原則1つとする制限がある。

※3 少なくとも1つのマルチクレームがある場合には手数料に一定額が加算される。

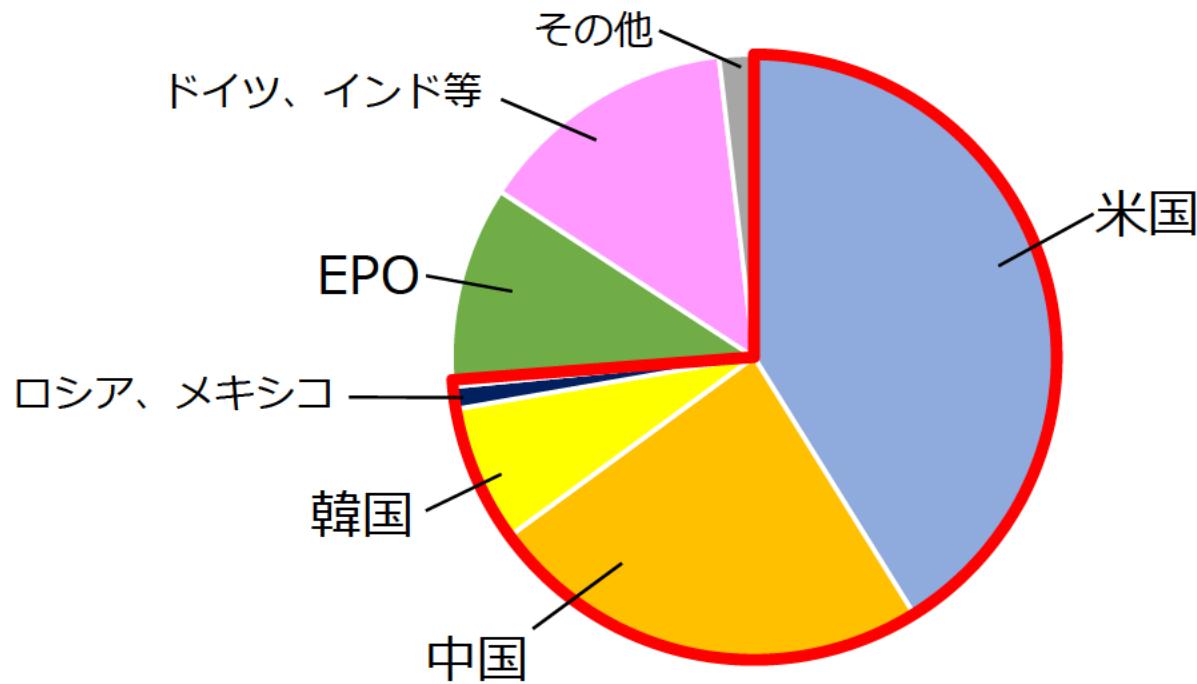
※4 拒絶理由のうち、実体拒絶（rejection）ではなく方式拒絶（objection）の対象となる。なお、審査前に、特許出願管理局（The Office of Patent Application Processing）において、マルチマルチクレームの確認及び出願手数料の算定が行われる。

※5 マルチマルチクレームの制限が規定される専利法実施細則第22条の違反があれば、審査意見書にて指摘がされる。一方、専利法実施細則第53条に規定する拒絶査定の理由とはされていない。

(参考) 日本からの海外出願先の割合

- 我が国の出願人の海外出願先については、マルチマルチクレーム制限国への出願が全体の73%を占める。

日本からの海外出願先の割合 (2019)



特許庁「特許行政年次報告書2021年版 統計・資料編 第4章2.(2) 主要国・地域・機関における2019年の居住国・地域別出願件数表(特許)」より作成。なお、日本からの出願が1,000件以下の国・地域・機関については、マルチマルチクレームの制限の有無については分析していない(グラフ中灰色部)。

マルチマルチクレーム制限の必要性 – 第三者の監視負担・審査負担 –

- マルチマルチクレームは、以下のとおり、**第三者による監視や審査処理において過度な負担を生じさせる要因。**
 - ✓ 一の請求項を把握するにあたって、その請求項が引用する全ての各請求項の記載を組み合わせて把握することが必要。
 - ✓ 我が国においては、引用形式請求項は引用する請求項の範囲に限定することを求めていないところ、複雑な引用関係により、その内容把握の負担が特に大きくなる場合がある。
 - ✓ 一部の出願においては、引用する請求項間で矛盾が生じたまま出願・審査されることがある。
 - ✓ 引用形式を採らない場合に記載される請求項の数（実質請求項数）が1,000以上になる出願が約5%存在。

(参考) 他国におけるマルチマルチクレーム制限の趣旨

□ 米国 (MPEP608.01(n))

「また、多項従属クレームは、直接的又は間接的の何れであっても、他の多項従属クレームの基礎となることができない。これらの制限は、1の多項従属クレームにいくつの先のクレームが実際に引用されているかを決定する上での不当な混乱を避けるのに役立つ。」

□ 韓国 (審査基準第2部第4章6.6)

「2以上の項を引用する請求項は、2以上の項を引用する他の請求項を引用することができない。この規定の趣旨は、1つの請求項を解釈するに当たって多数の他の請求項を参照しなければならない困難を防止するためである。」

基本問題小委員会でのとりまとめ

第1 これからの審査制度及び特許庁業務を支えるシステムの在り方

1. 特許審査制度の在り方

(1) 現状と近年の課題

課題①：審査処理負担の増大

中国を始めとして世界の特許出願が大きく増加し、それに伴って発明の新規性や進歩性の判断など特許出願の審査の際に検討すべき文献数・言語などの種類も急激に増大しており、審査処理負担が増大している。

また、近年、審査請求件数は横ばいに推移しているものの、条約により作成期限が定められ、期間管理負担の大きいPCT国際出願件数は増加傾向にある。さらに、AI・IoT関連発明を始めとする複雑かつ分野横断的な融合技術分野の出願も増加している。

そして、米国・中国・韓国では認められていない、いわゆる「マルチマルチクレーム」が日本では認められているため、「出願時に特許請求の範囲に記載された請求項の数（請求項の数）」が30以下の出願が約99%であるにも関わらず、「引用形式を採らない場合に記載される請求項の数（実質的な請求項の数）」が1000以上になる出願が約5%存在しており、このような特異な出願によって、審査に過度な負担が生じている。

(2) 今後の新たな取組・改善

上記課題に対しては、以下の対応方針に沿って、新たな取組・改善策を講じていくべきである。

対応：特許審査イノベーションの推進

…

(ウ) 審査処理負担の適正化

国際調和の観点も踏まえ、「マルチマルチクレーム」を制限し、「請求項の数」と「実質的な請求項の数」の差を少なくすることを通じて、審査処理負担の適正化を図る。

検討事項1 対象となるマルチマルチクレーム

各国におけるマルチマルチクレーム制限

マルチクレーム（2以上のクレームを択一的に引用するクレーム）が、他のマルチクレームの基礎となることを制限。

米国（35 U.S.C.112条(e)）

(e) 多項従属形式における引用多項従属形式のクレームは、先に記載された2以上のクレームを択一的にのみ引用し、それに続けて、クレームされている主題についての更なる限定を明示しなければならない。**多項従属形式のクレームは、他の多項従属クレームの基礎とすることができない。**

中国（専利法実施細則第22条）

発明又は実用新案の従属クレームは引用部分と限定部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。

- (1) 引用部分：引用するクレームの番号とテーマの名称を明記する。
- (2) 限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を明記する。

従属クレームはその前のクレームしか引用できない。**2つ以上のクレームを引用する多項従属クレームは、択一的にその前のクレームを引用し、かつ他の多項従属クレームの基礎としてはならない。**

韓国（特許法施行令第5条第6項）

(5) 2以上の項を引用する請求項は引用される項の番号を択一的に記載しなければならない。

(6) **2以上の項を引用する請求項でその請求項の引用された項は再び2以上の項を引用する方式を使用してはならない。** 2以上の項を引用した請求項でその請求項の引用された項が再び一つの項を引用したあとその一つの項が結果的に2以上の項を引用する方式に対してもまた同じである。

我が国においても、国際調和の観点からマルチクレーム（2以上のクレームを択一的に引用するクレーム）が、他のマルチクレームの基礎となることを制限してはどうか。

マルチマルチクレーム制限に対するユーザー等からの声

マルチマルチクレームを制限した場合の影響について

- コンピュータソフトウェア発明で、「コンピュータを請求項●～●の装置として機能させるためのプログラム」や「請求項●～●のシステムに用いる装置」といった（実質的に審査負担が生じないような）引用型のクレームが時折使われているが、これは利用できなくなる。
- マルチマルチクレームが制限されると、クローズド・クレーム形式のみが認められる合金分野においては、審査負担に加え、出願人、第三者にとって監視負担等が増加するという意見もある。

マルチマルチクレーム制限の例外について

- ルールの複雑化を招き、新たな請求項の作成という代替手段があるため、例外的な許容を行う必要は無いとの意見が多くある。例外的な許容により得られるメリットより、国際調和から外れてしまうデメリットの方が大きいと考えるという意見もある。
- 一方で、構成要件が実質的同様である表現上の差異（カテゴリ違い）がある程度であれば、認めて欲しいという意見も一部にある。構成要件が実質的同様である表現上の差異がある程度であれば、第三者による監視負担にはつながらないため。
- 中国では「独立クレーム関与型」「単項引用クレーム介在型」が許容されており、特段問題なく運用されていると思われる。日本においても、「独立クレーム関与型」「単項引用クレーム介在型」を例外的に許容する運用を希望するとの意見もある。
- 末尾が異なる場合は、見かけ上引用していても、中国のように、独立請求項として取り扱い、マルチのマルチ違反としないでいただけると助かるとの意見もある。

検討事項2 マルチマルチクレーム制限の例外

制限の導入にあたっては、例外的な扱いをすべき場合があるかについては検討しておく必要があり、一部のユーザーからは、中国で許容されている例外についての要望があるところ、我が国においても、これを導入すべきか検討する必要がある。

中国におけるマルチマルチクレーム制限の例外

1. クレーム間の関係に基づく例外（所謂、独立クレーム関与型）

下記例1（請求項の末尾が引用する請求項の末尾とは異なるもの）のように他のクレームを引用していても当該引用する他のクレームをさらに限定するものでないものは独立クレームとして扱われる。

中国におけるマルチマルチクレーム制限は、多項従属クレームに対する制限であり、上記独立クレームとして扱われるものについては、制限の対象外となる。

【例 1】

請求項 3 さらにCを含む請求項 1 又は 2 に記載の装置。

★請求項 4 コンピュータを請求項 1～3 のいずれか 1 項に記載の装置として機能させるプログラム。

2. 間接的にマルチマルチクレームとなる場合の例外（所謂、単項引用クレーム介在型）

下記例2のように、多項従属クレームが、単項引用クレームを介して間接的に他の多項従属クレームを引用する場合については、マルチマルチクレーム制限の対象外となる。

【例 2】

★請求項 4 さらにDを含む請求項 1～3 のいずれか 1 項に記載の装置。

請求項 5 前記Dはd 1 である請求項 4 に記載の装置。

請求項 6 前記Dはd 2 である請求項 4 に記載の装置。

★請求項 7 さらにEを含む請求項 5 又は 6 に記載の装置。

制限の例外の必要性 -検討の方向性-

マルチマルチクレームの制限は、国際調和、第三者の監視負担及び審査負担の軽減の観点から導入するものであるから、制限の例外を設ける場合には、これらの趣旨に整合的である必要がある。

国際調和

- ✓ 例外を認めない国（米国、韓国）がある中で例外を認めると、我が国で権利化されたクレームで海外での権利取得を促進するという国際調和のメリットを減じることとなる。したがって、例外を認めないことによるユーザー等に大きなデメリットがない限り、**例外は認めない方が好ましい。**※仮に、例外を設けるのであれば、独自ルールは出来るだけ避けるべきである点に留意。

第三者の監視負担・審査負担

- ✓ 例外を設けるのであれば、例外の対象は、発明の内容理解に負担とならない（監視負担増や審査負担増にならない）ものとする必要あり。
- ✓ 例外を設けると、例外の可否を審査官が判断する必要があり、審査負担増につながることから、**例外を設けない方が審査負担の観点からは良い。**

その他

- ✓ 例外に該当するか否かの判断の線引きが曖昧となることで、運用上の混乱やユーザーの予見可能性を損なうことは避ける必要がある。
- ✓ 例外がマルチマルチクレーム制限を形骸化させる抜け道とならないようにする必要がある。

検討事項2-1 制限の例外の必要性 -クレーム間の関係に基づく例外-

クレーム間の関係に基づく例外（所謂、独立クレーム関与型）

【例1】

- 請求項3 さらにCを含む請求項1又は2に記載の装置。
★請求項4 コンピュータを請求項1～3のいずれか1項に記載の装置として機能させるプログラム。

【例2】

- 請求項3 ・・・を含む請求項1又は2に記載の組成物。
★請求項4 請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物から形成される膜と●●からなる積層体。

- ✓ 上記例1及び2の請求項4は、中国においては独立クレームとして扱われマルチマルチクレーム制限の対象とはならない。
- ✓ マルチマルチクレームが、引用する請求項を限定するか否かを例外適否の判断基準とした場合、判断が煩雑となるおそれがある（必ずしもクレーム末尾だけで判断できるものではない）。
- ✓ 表現上の差異があるだけのもの（カテゴリ違い）のみ例外とするとの考え方については、例1は、構成要件が実質同様な表現上の差異があるだけの発明と言えるが、例2については「●●」が、周知・慣用技術であるか、本質的な技術的特徴であるのか、技術に応じて判断する必要がある。
- ✓ したがって、引用形式クレームの間の関係や表現上の差異と言えるか否かに基づいて例外とすることについては、明確に線引きが難しく、判断のばらつき（審査の予見可能性の確保が困難）が生じる可能性がある。
- ✓ 加えて、表現上の差異があるだけのもののみ例外とすることは、国際調和からも外れることとなる。

上記のとおり、クレーム間の関係に基づく例外については審査負担やユーザーの予見可能性の観点から懸念があり、また、マルチマルチクレームについて例外的に許容する必要がないとの意見が多数であることを踏まえると、上記クレーム間の関係に基づく例外については、採用しないこととしてはどうか。

検討事項2-2 制限の例外の必要性 –間接的なマルチマルチクレーム–

間接的にマルチマルチクレームとなる場合の例外について

【例3】

- ★請求項4 さらにDを含む請求項1～3のいずれか1項に記載の装置。
- 請求項5 前記Dはd1である請求項4に記載の装置。
- 請求項6 前記Dはd2である請求項4に記載の装置。
- ★請求項7 さらにEを含む請求項5又は6に記載の装置。

- ✓ 上記例3においては、請求項7は、マルチクレームである請求項4を間接的に引用するものであり、一の請求項を把握するにあたって、その請求項が引用する全ての各請求項の記載を組み合わせて把握することが必要であるから、マルチクレームを直接的にマルチクレームが引用する場合と同様に、第三者の監視負担及び審査負担を生じさせる要因となる。
- ✓ 加えて、上記例外を許容することが、マルチマルチクレーム制限の抜け道となるおそれもある。

上記のとおり、間接的にマルチマルチクレームとなる場合の例外については、第三者の監視負担や審査負担の観点からも懸念があり、マルチマルチクレームについて例外的に許容する必要がないとの意見が多数であることを踏まえると、上記間接的にマルチマルチクレームとなる場合の例外については、採用しないこととしてはどうか。

 検討事項2-1及び2-2を踏まえ、制限の例外については設けないこととしてはどうか。

検討事項3 審査基準の改訂の方向性について

- マルチマルチクレームの制限については、特許請求の範囲の記載に関する形式的な要件であることから、特許法施行規則第24条の3に規定の予定（実用新案法施行規則第4条についても同様）。
- したがって、マルチマルチクレーム制限に違反する場合には、特許法第36条第6項第4号（委任省令要件）違反の拒絶理由となる（他の委任省令要件違反と同様に、無効・異議理由とはしない）。

- ◆ 審査基準においては、例えば「第II部第2章第5節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」に、第36条第6項第4号違反と判断される類型（5）として、マルチマルチクレームを新たに追加して記載してはどうか。
- ◆ また、同様に「第X部第1章 実用新案登録の基礎的要件 2.3 実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反」についても、委任省令要件違反に該当する類型としてマルチマルチクレームを追加してはどうか。
- ◆ なお、審査ハンドブックについても、関連する箇所について必要な修正をすることしたい。

マルチマルチクレーム制限後の運用について

制限の対象（案）

マルチクレーム（2以上のクレームを逐一的に引用するクレーム）が、他のマルチクレームの基礎となることを制限。

- 請求項 1 Aを含む装置。
- 請求項 2 さらにBを含む請求項 1に記載の装置。
- 請求項 3 さらにCを含む請求項 1又は2に記載の装置。
- ★請求項 4 さらにDを含む請求項 1～3のいずれか1項に記載の装置。

制限の例外（案）

国際調和、第三者による監視負担及び審査負担の観点、並びに、ユーザーニーズも踏まえ、マルチマルチクレーム制限の例外は設けない。

拒絶理由について

委任省令要件違反（36条第6項第4号）の拒絶理由とする（無効・異議理由とはしない）。

ツールの提供について

マルチマルチクレームの検出等の支援ツールについても庁内外に対して提供予定。